

事業者の皆様へ

貨物自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱

- 非適合車の使用抑制
- エコドライブの実施



大気環境基準の達成維持及び地球温暖化防止を目指して、
自動車NOx・PM法の対策地域外からの流入車も含め、
対策地域において運行する車両を対象として、
車種規制非適合車の使用抑制及びエコドライブの促進を図るための
要綱を制定・施行しました。皆様のご協力をお願いします。

【運送を行う事業者】の取組内容

環境に配慮した運送を実施する。

① 非適合車を使用しないようにしましょう。

対策地域外からの車であっても、自動車NOx・PM法に定める排出ガス基準に適合しない自動車(非適合車)は、対策地域内では運行させないようにしましょう。

澄んだ青空を取り戻すために
環境への負荷が小さい自動車を
利用しましょう。



② 適合車ステッカーを表示しましょう。



環境省・国土交通省へのステッカー交付申請について

適合車ステッカーは、環境省又は国土交通省に申請することにより、無償交付(郵送費は必要)を受けられます。

詳しくは、下記のURLを参照してください。

環境省ウェブサイト

<https://www.env.go.jp/air/car/noxpm/sticker.html>

国土交通省ウェブサイト

https://www.mlit.go.jp/jidosha/noxpm/houkoku/noxpm_sticker.html

※ 白ナンバー車は環境省、緑ナンバー車は国土交通省。

次のステッカーも適合車ステッカーに該当します。※ 星の数などは排ガス性能により異なります。



平成12年基準
低排出ガス車ステッカー

平成17年基準
低排出ガス車ステッカー

低排出ガス
重量車ステッカー

超低PM排出
ディーゼル車ステッカー

東京都
適合車ステッカー

大阪府
適合車ステッカー

③ エコドライブを実践・推進しましょう。

自動車から排出される大気汚染物質(NOx・PM)・温室効果ガス(CO₂)を最小限にとどめるため、ドライバーと運行管理者は協力してエコドライブを実践・推進してください。

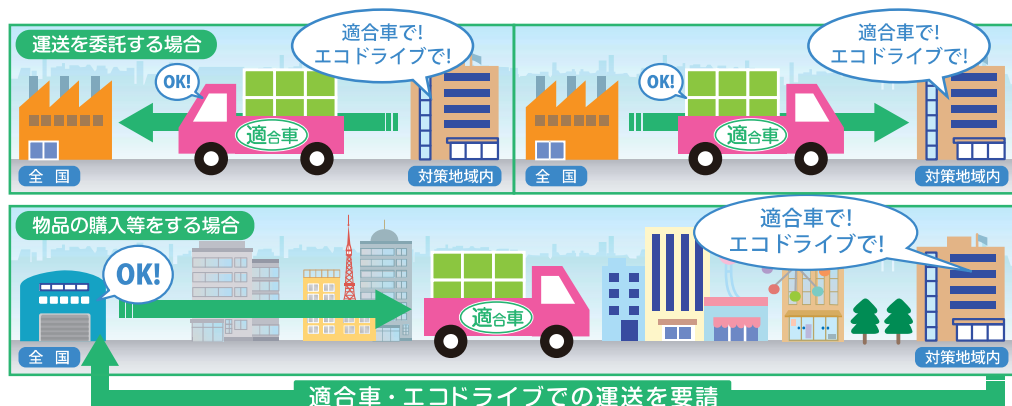
【荷主等・旅行業者】の取組内容

環境に配慮した運送を要請・確認する。

非適合車の不使用を要請・確認しましょう。

■ 荷主等(荷受人を含む)は

対策地域内から、又は対策地域内に貨物・廃棄物の運送を委託する場合や、物品を購入・借入れ・譲受けし運送させる場合は、相手先に対して非適合車を使用しないこととエコドライブの実施を要請してください。また、非適合車が使用されていないか確認してください。



■ 旅行業者は

対策地域内での発着を伴う旅客運送を委託する場合は、バス事業者に対し、非適合車を使用しないこととエコドライブの実施を要請してください。また、非適合車が使用されていないか確認してください。



特定荷主等及び特定旅行業者は定期報告を

特定荷主等、特定旅行業者は毎年度6月30日までに指定様式により愛知県知事(名古屋市内の方は「名古屋市長」、岡崎市内の方は「岡崎市長」)に下記の項目を報告してください。

○ 非適合車を使用しない旨の要請状況

○ 非適合車の確認状況

報告先・報告様式等につきましては愛知県ホームページをご確認ください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/caryokoninusi-hokoku.html>



※本制度での特定荷主等とは下記に定義する荷主等をいうものであり、省エネ法に規定される特定荷主とは異なります。

「特定荷主等」とは 荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であって、資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するもの。

「特定旅行業者」とは 対策地域内に営業所を有する第一種旅行業者であって、他の者に委託して対策地域内で対象自動車を利用するもの。

環境に配慮した運送を周知する。

① 非適合車の不使用を周知しましょう。

■ 中継施設の管理者は

中継施設に対象となる自動車で出入りする事業者に対して、「対策地域内では非適合車を使用しないよう求められている」ことについて周知してください。



「中継施設」とは、対策地域内に存する以下の施設のことをいいます。

- 港湾法に規定する重要港湾
- 空港法に規定する空港
- 鉄道の貨物駅
- 卸売市場法に規定する中央卸売市場

■ 対象自動車を販売・賃貸する事業者は

対象自動車を購入、又は賃借する事業者に対して、「対策地域内では非適合車を使用しないよう求められている」ことについて周知してください。



② 適合車ステッカーを周知しましょう。

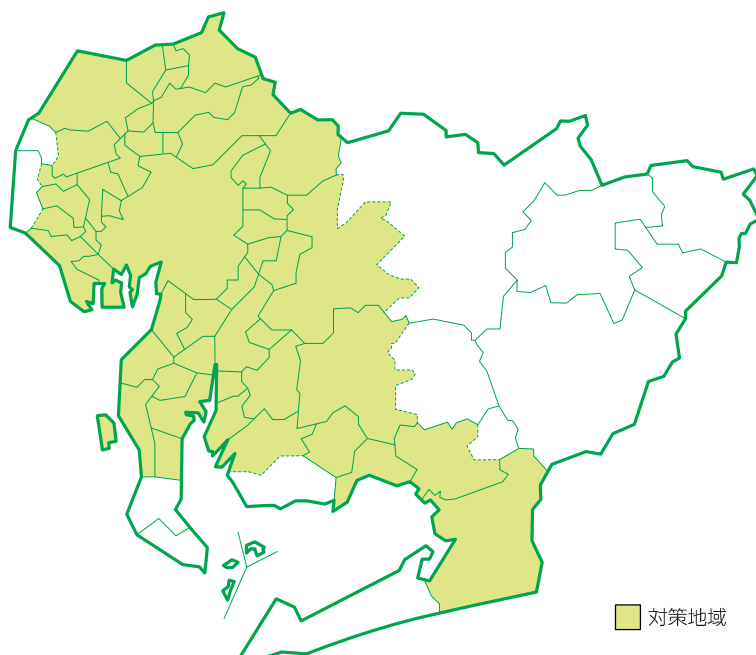
■ 対象自動車を整備する事業者は

対象自動車の整備を受ける事業者に対して、「対策地域内で適合車を運行する場合、適合車ステッカーの表示が求められている」ことについて周知してください。



対象となる地域と車両

対策地域



愛知県内47市町村

■名古屋市 ■豊橋市 ■岡崎市※1 ■一宮市
 ■瀬戸市 ■半田市 ■春日井市 ■豊川市※2
 ■津島市 ■碧南市 ■刈谷市 ■豊田市※3
 ■安城市 ■西尾市※4 ■蒲郡市 ■犬山市
 ■常滑市 ■江南市 ■小牧市 ■稲沢市※5
 ■東海市 ■大府市 ■知多市 ■知立市
 ■尾張旭市 ■高浜市 ■岩倉市 ■豊明市
 ■日進市 ■愛西市※6 ■清須市 ■北名古屋市
 ■弥富市 ■みよし市 ■あま市 ■長久手市
 ■東郷町 ■豊山町 ■大口町 ■扶桑町
 ■大治町 ■蟹江町 ■飛島村 ■阿久比町
 ■東浦町 ■武豊町 ■幸田町

※1 旧額田町を除く
 ※2 旧一宮町を除く
 ※3 旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町及び旧稲武町を除く
 ※4 旧一色町、旧吉良町及び旧幡豆町を除く
 ※5 旧祖父江町を除く
 ※6 旧立田村及び旧八開村を除く

対象自動車

1 1,4,6ナンバーのトラック、バン



2 2ナンバーのバス、マイクロバス (一部、5,7ナンバーを含む)



3 8ナンバーの 特種自動車

(人の運送の用に供する乗車定員11人未満のもの(救急車等)を除く)



※ 緑ナンバー、白ナンバーとも対象
 ※ 乗用自動車、軽自動車、二輪自動車、及び特殊自動車(0, 9ナンバー)は対象外

適合・非適合の見方

自動車検査証(車検証)の「備考」欄で、排出ガス基準の適合状況を確認してください。

車検証

【備考欄の記載内容】

●「使用車種規制(NOx・PM) 適合」

→ 適合車

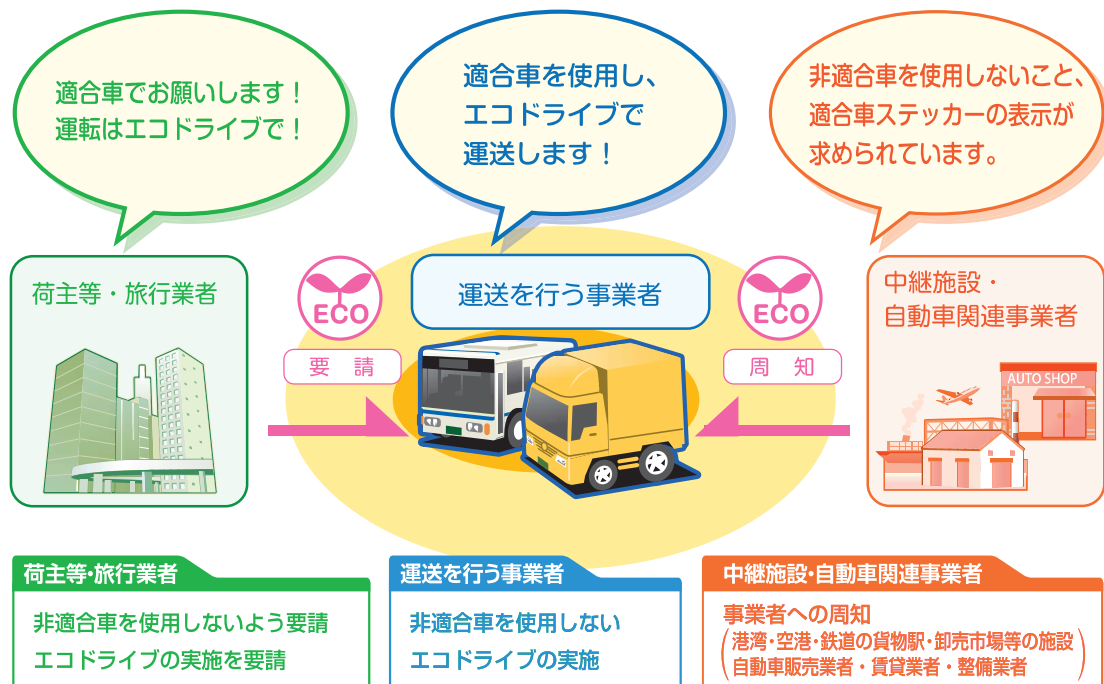
● 上記以外
 「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません」など

→ 非適合車

(対策地域内では運行させないようにしましょう。)

※一部、備考欄に適合状況の記載がない場合もありますが、型式・燃料の種類から確認できます。
 詳しくは愛知県ホームページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/caryokohome.html>)をご覧ください。
 ※平成17年規制適合車(ADFなど型式記号が3桁のもの)、天然ガス自動車、電気自動車は全て適合車です。

貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 概要図



愛知県環境局地球温暖化対策課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
【TEL】 052-954-6217 【FAX】 052-955-2029

名古屋市
City of Nagoya

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
【TEL】 052-972-2682 【FAX】 052-972-4155



岡崎市環境部環境保全課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
【TEL】 0564-23-6194 【FAX】 0564-47-8710



要綱に関するページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/caryokohome.html>

(このリーフレットは、上記アドレスからダウンロードしていただけます。)